

〔所内研究発表会発表要旨〕

法然上人「十七条御法語」成立の背景

研究生 長尾 隆寛

本発表は『西方指南抄』所収「十七条御法語」に注目し、法然上人（以下、祖師の敬称を省略）の御法語がどのように伝承や変遷を経て伝えられてきたかということについて見ていくことを目的とする。

全十七条の内、特に注目すべき条として第一条・三条・四条・五条・七条・十条・十一条・十五条に注目した。第一条には「或人念佛之不審ヲ、故聖人ニ奉三問一曰、第二十願ハ、大網ノ願ナリ。係念トイフハ、三生ノ内ニカナラス果遂スヘシ。假令通計スルニ、百年ノ内ニ往生スヘキ也。云云。コレ九品往生ノ義、意訣ナリ。極大遲者ヲモテ、三生ニ出サルココロ、カクノコトク釈セリ。又阿弥陀經ノ已發願等ハ、コレ三生之證也ト」と説かれ、四十八願の第二十願について説かれている。関連文献として『東宗要』・『廣疑瑞決集』が挙げられ、これらの考察よりこの詞の伝承に、信瑞や湛空などの信空系の諸師が深く関係していることが明らかとなつた。他にも第十一条、第十五条などには他の法然御法語には説かれていよう珍しい内容の詞があり、これらの説が明遍の思想と一致するものであつた。また、第一条や他の条に関しても、明遍の注目していた内

容であったことなど、考察の結果「十七条御法語」の伝承に明遍も深く関わっていることが考えられる。

このように他の条も同様に関連文献などをもとに考察することによって、これら御法語の成立に信空・信瑞・湛空の他にも明遍などが深く関わっていることが明らかとなつた。その上でこれらの諸師について考察した結果、これらの諸師は法然と関係が深いだけでなく、お互いに近い関係であることが明らかとなつた。信空は叔父に円照、甥に貞慶がおり、父行隆、祖父頼時を通じて、明遍や聖覺のいる信西一族と非常に近い関係にあるなど、信空と明遍は血族的に非常に近い関係にあり、加えて、信空・明遍両者の生没年が非常に近いことも注目すべき点としてあげられる。

今回の考察では、この「十七条御法語」が信空や明遍の各々が個別に残したものか集まつたというよりは、両者の間に何らかの関係があり、その関係の中で同時に成立していった可能性が高いことを明かすことができた。「十七条御法語」のみから判断できることは限界があるが、十七条の中での「和語灯錄」所収「諸人伝説の詞」や「四十八巻伝」所収「つねに仰せられる御詞」とほぼ同文で、しかもその両者にしかない詞や、「一言芳談」・「祖師一口法語」にも伝承としてつながっていく詞が多くみられた。今後は、今回注目した信空・明遍の周辺に注目し、「十七条御法語」と関係のある他の文献も考察した上で、より詳細な伝承を明らかにすることを課題としたい。

(1) 『昭法全』四六八